【一般運転者講習（60分）】

愛媛県内にお住まいの免許継続期間５年以上の方で、誕生日の40日前の日から過去５年間において、軽微な違反（違反点数３点以下。ただし、当該違反により、人身事故、又はあて逃げや建造物損壊を伴う物損事故を起こした場合は除く。）行為が1回かつ重大違反教唆幇助や道路外致死傷を犯したことがない方（高齢者講習該当者を除く。）

■手続場所■

◇　運転免許センター（全県下の方）

（松山市勝岡町1163番地７）

（受付時間）　平日 及び 日曜日 午前８：３０～９：３０　 午後１：００～２：００

（受付場所）　１階

（免許証交付、マイナンバーカードへの免許情報記録）

対面講習終了後、即日免許証の交付等をします。ただし、オンライン講習を受講されている方は、更新手続き後に免許証の交付等をします。

（注）土曜日、祝休日、年末年始（12月29日～１月３日まで）を除く。

◇　即日交付警察署（新居浜・今治・八幡浜・宇和島署管内の方）

（受付時間）　平日：午前８：３０～１１：３０　 午後１：００～ ４：００

（受付場所）　交通課免許窓口

（免許証交付、マイナンバーカードへの免許情報記録）

オンライン講習を受講されている方は、更新手続き後に免許証の交付等をします。その他の方は、後日（指定日：受付時に案内があります。）に手続きをします。

（注）土・日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～１月３日まで）を除く。

◇　その他の警察署等（四国中央・西条・西条西・伯方・久万・大洲・西予・愛南署及び内子・野村・鬼北交番管内の方）

（受付時間）　平日：午前８：３０～１１：３０　 午後１：００～ ４：００

（受付場所）　交通課免許窓口

（免許証交付、マイナンバーカードへの免許情報記録）

オンライン講習を受講されている方は、更新手続き後に免許証の交付等をします。その他の方は、後日（指定日：受付時に案内があります。）に手続きをします。

（注）土・日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～１月３日まで）を除く。

■手数料■（現金又は愛媛県収入証紙）

○　免許証のみ　3,650円

（更新手数料　2,850円、講習手数料　800円）

○　マイナ免許証のみ　対面講習の場合　2,900円　オンライン講習の場合　2,300円

（更新手数料　2,100円、講習手数料　対面の場合　800円　オンラインの場合　200円）

○　免許証及びマイナ免許証　対面講習の場合　3,750円　オンライン講習の場合　3,150円

（更新手数料　2,950円、講習手数料　対面の場合　800円　オンラインの場合　200円）

■手続きに必要なもの■

免許更新については予約制ではありません。受付時間内にお越しください。

No.	持参するもの	備考
1	現在保有している**運転免許証**又は**マイナ免許証**（免許証の持ち方が２枚持ちの方は両方）	※　紛失・盗難・汚破損等している場合は、運転免許センターでの日曜日の更新手続きはできません。平日のみ手続き可能です。
2	**マイナンバーカード及び署名用電子証明書の暗証番号**	※　マイナ免許証の作成を希望する方は持参してください。マイナ免許証の作成は強制ではなく希望者のみです。
3	**手数料**	**※　現金又は愛媛県収入証紙** ①　運転免許証のみ…3,650 円 ②　マイナ免許証（免許情報が記録されたマイナンバーカード）のみ…対面講習の場合　2,900 円、オンライン講習の場合 2,300 円 ③　運転免許証とマイナ免許証の２枚持ち…対面講習の場合 3,750 円、オンライン講習の場合 3,150 円
4	**運転免許証等更新連絡書（はがき）**	※　はがきはなくても更新手続きはできます。

【必要によりお持ちいただくもの】

No.	持参するもの	備考
1	外国人の方は住所確認のため下記のいずれかを持参し提示してください。ただし、有効なマイナ免許証を保有し提示できる場合は不要です。 【中長期在留者・特別永住者】 ①　在留カード ②　特別永住者証明書 ③　在留期限等が記載された住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 の規定により同条に規定する外国人	※　令和７年 10 月１日以降、免許更新する方は必ず提示してください。

	住民に係る住民票に記載することとされている事項が記載されたものに限る。） ①、②又は③のいずれかの提示が必要となります。 【上記以外の者（住民基本台帳法の適用を受けない者）】 ④　外務省の発行する身分証明書 ⑤　権限のある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定めるもの ⑥　公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの ④又は⑤のいずれか及び⑥の提示が必要となります。	
2	視力、聴力に不安のある方…眼鏡、補聴器等	
3	住所に変更のある方…マイナンバーカード・公共料金の請求書等新しい住所と氏名が記載してあるもの（提示）	※　マイナ免許証を保有している方又は保有を希望している方は、マイナンバーカードに限ります。
4	本籍地に変更のある方…本籍地が記載された住民票（コピー不可）の提出	※　住民票の個人番号（マイナンバー）は省略してください。
5	氏名に変更のある方…マイナンバーカードの提示又は住民票（コピー不可）を提出（旧姓併記の場合は住民票の提示のみ）	※　マイナ免許証を保有している方又は保有を希望している方は、マイナンバーカードに限ります。
6	更新時に免許証を紛失している方、更新時にマイナ免許証の再記録が必要な方及び運転免許の停止処分中の方…顔写真（１枚）	※　顔写真（１枚） サイズ（縦３㎝×横 2.4㎝） ６か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景・カラー又は白黒のもの
7	誕生日で 70 歳以上の方…高齢者講習終了証明書又は運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書	
8	誕生日で 75 歳以上の方…認知機能検査結果通知書又は認定認知機能検査結果通知書	
9	誕生日で 75 歳以上の方で一定の違反が	

	ある方…運転技能検査結果通知書又は 認定運転技能検査受検結果通知書	

■その他注意事項■

○　マイナンバーカードと運転免許証の一体化後は、免許の保有状況を次の３通りから選択することとなります。どの保有状況にするか、可能な限り決めてからお越しください。

①　免許証のみ、②　マイナ免許証のみ、③　免許証とマイナ免許証の両方

○　マイナンバーカードに免許情報の記録を希望される方は、必ず有効なマイナンバーカードをお持ちください。

○　マイナンバーカードへの免許情報記録には時間がかかります。あらかじめご了承ください。